

小児神経研修カリキュラム

専門医資格取得の要件

小児神経専門医（日本小児神経学会小児神経専門医制度規則より抜粋、一部改変）

「専門医」として学会の認定を受けるためには、

- ・ 小児神経学につよい関心を持ち、専門的知識を有すること。
- ・ 小児神経疾患について臨床の経験と実績があること。
- ・ 日本小児科学会が認定する小児科専門医または日本リハビリテーション医学会が認定するリハビリテーション科専門医の資格を有すること。
- ・ 小児神経専門医研修施設あるいは研修関連施設において5年間の所定の研修を修了していること。
- ・ 専門医試験に合格すること、または、認定医として認められていること。

が必要条件である。

上記 1.2.の証明として、次の各項のすべてを満たすことが必要である。

- ・ 現在小児神経疾患の診療に従事し、5年以上学会の会員歴を有すること。または留学等で同等の診療実績を有することが証明可能で、受験時に会員であり、委員会が認めた場合。
- ・ 小児神経専門医研修施設あるいは研修関連施設において、自ら診療に従事し、到達目標にかなった小児神経疾患患者 30 例の症例要約と、その症例詳細報告 5 例を提出する。
- ・ 研修施設指導責任医、または、専門医の資格を有する本学会評議員の推薦状を提出する。
- ・ 最近の 5 年間に以下の合計が 50 単位以上あること。

さらに次の2項、1)、2)を満たすものとする。

1) 最近5年間に本学会学術集会、小児神経学セミナーまたは学会が認めた地方会に出席した合計が20単位以上あること。

但し、本学会学術集会出席が1回以上あること。

2) 上記学術集会および地方会、関連学会に演者として2回以上発表し、小児神経学に関する論文(筆頭)を執筆した業績があること。

註(略)

指導医(認定指導医と当該専門医)

小児神経専門医 青山 弘美